

別添資料 2-1

三重県立子ども心身発達医療センター  
医療情報システム再構築／運用・保守業務委託  
業務概要仕様書（案）

令和元年 7 月

三重県

## 1. 業務の目的

利用者ニーズの変化、医療保険及び福祉制度への対応、IT化といった医療・福祉を取り巻く外部環境の変化と医学・医療技術の高度化、チーム医療の推進や情報の共有化・標準化の推進といった内部環境の変化に対応し、質の高い医療・福祉サービスを効率的に提供することを目的として導入した電子カルテシステム及び部門システムを含む医療情報システムの再構築により、医療の質、安全性及び効率化の向上を図ります。

## 2. 業務委託の名称

三重県立子ども心身発達医療センター医療情報システム再構築／運用・保守業務委託

## 3. 履行期間

契約締結の日から令和10年12月31日まで（予定）  
新システムの本番稼働日は、令和6年1月（予定）とする。

## 4. 履行場所

三重県津市大里窪田町340番5

## 5. 業務内容

委託業務は、システム構築業務、ハードウェア等導入業務、運用・保守業務に区分する。

各業務の詳細は、別添資料2-2「三重県立子ども心身発達医療センター医療情報システム再構築／運用・保守業務委託業務仕様書(案)」(以下「仕様書(案)」という。)に記載する。

## 6. 受託者の義務

- (1) 本調達における業務（以下「本業務」という。）の遂行にあたっては、本県の求めに応じ、速やかに資料等の提出を行うとともに資料等についての説明等を行うこと。
- (2) 契約期間中、提案した業務遂行の体制を維持すること。
- (3) 受託者は何人に対しても、受託期間中または受託期間終了後を問わず、業務上知りえた三重県業務の一切を漏らしてはならない。
- (4) 本業務のスケジュールにおいては、事前に三重県の承認を得ること。
- (5) 受託者が負うべき瑕疵担保責任については以下とする。
  - ア. 本業務において、瑕疵が認められた場合は、受託者の負担と責任において必要な措置をすること。
  - イ. 本業務における瑕疵担保責任期間は、仕様書(案)に基づき納入された成果品について稼働開始から1年以内とする。

※ 上記(5)は、令和2年4月の民法改正に伴い条文を変更予定である。

- (6) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア. 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ. 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ. 委託者に報告すること。
  - エ. 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれのある場合は、委託者と協議すること。
- (7) 受託者が(6)イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講ずるものとする。

## 7. その他

- (1) 仕様書（案）に疑義のある場合は、三重県に質問し、その指示を受けること。なお、契約後の仕様書（案）の解釈は三重県によるものとする（必要に応じて、速やかに三重県と協議を行う）。
- (2) 本業務を進めていくうえで必要となる関係部局、関係機関との調整用資料等を作成し、必要に応じて打合せ等に出席すること。
- (3) 本業務を進めていくうえで必要となる現行システム委託事業者、その他関連するシステムの委託事業者、保守業者等と調整、確認を行うこと。